

焼津市ファミリー・サポート・センター

会員の手引き



焼 津 市

《 目 次 》

《 ファミリー・サポート・センター事業の趣旨 》	3
《 会員の条件 》	3
《 会員になるには 》	3
《 主な援助内容 》	4
《 援助が必要になったときは 》	4
《 活動の流れ 》	4
《 活動の流れ概略図 》	5
《 報酬に関する基準 》	6
《 報酬例 》	7
《 補償保険制度について 》	8
《 保険についてのQ&A 》	10
《 緊急連絡網 》	10
《 会員の心得 》	11
《 提供会員の方へ 》	11
《 依頼会員の方へ 》	11

《 ファミリー・サポート・センター事業の趣旨 》

子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人が、お互いに会員になって地域の中で子育てを助け合います。

また、子どもの健やかな成長と、子育てしやすい環境を整え、安心して子育てができるように支援します。

《 会員の条件 》

- ☆ 依頼会員 0歳(首が据わっている子)から小学校6年生までの子どもを育てている方
- ☆ 提供会員 焼津市在住の、心身ともに健康な方で指定の講習を受講した方
(性別・年齢・資格・免許の有無は問いません)
- ☆ 両方会員 依頼会員・提供会員の両方を兼ねる方



《 会員になるには 》

- ☆ 依頼会員 ⇒ ファミリー・サポート・センターで随時登録できます。
- ☆ 提供会員・両方会員 ⇒ 講習を受講後、登録することになります。

依頼会員登録に必要な持ち物

- 1 会員になる保護者の顔写真 (3cm×2.4cm) 1枚
- 2 家族の写真 (スナップ写真) 1枚
- 3 子どもの健康保険証の番号とかかりつけ医の電話番号がわかるもの

※ 登録には、会員になるご本人が子どもといっしょにお越しください。

入会金・年会費は無料です。

《 主な援助内容 》

- 1 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- 2 学校の放課後、放課後児童クラブ等終了後の子どもの預かり
- 3 保育施設までの送迎
- 4 子どもの習い事等の場合の援助
- 5 保育施設・学校等が休みのときの援助
- 6 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- 7 買い物等外出の際の子どもの預かり
- 8 その他



●注意事項●

- ・ 原則として、預かりは提供会員の自宅で行います。両者の合意により、公共施設や公園等、自宅以外での預かりも可能です。
- ・ 子どもは、大人から大人へのひき渡しが原則です。
- ・ 利用時間は、原則として6時～22時までです。子どもの宿泊を伴う援助は行いません。
- ・ 子どもが病気等の場合には援助を行うことができません。
- ・ 提供会員、依頼会員同士が親族の場合、保険が適用されないため、ファミリー・サポート・センターの活動とすることはできません。

《 援助が必要になったときは 》

まず会員の登録をしましょう。依頼会員の登録は随時受け付けています。
→[3ページ](#)をご覧ください。

《 活動の流れ 》

- 1 「依頼会員」は、援助を希望する日、時間等をファミリー・サポート・センターに電話します。援助の依頼は、希望日の1週間から2日前までにお問い合わせいたします。
- TEL : 054-620-3339**
- 2 ファミリー・サポート・センターは、援助できる「提供会員」を探し、「依頼会員」にご紹介します。
 - 3 「依頼会員」と「提供会員」で事前に援助の内容を打合せします。

～ 援助活動 ～

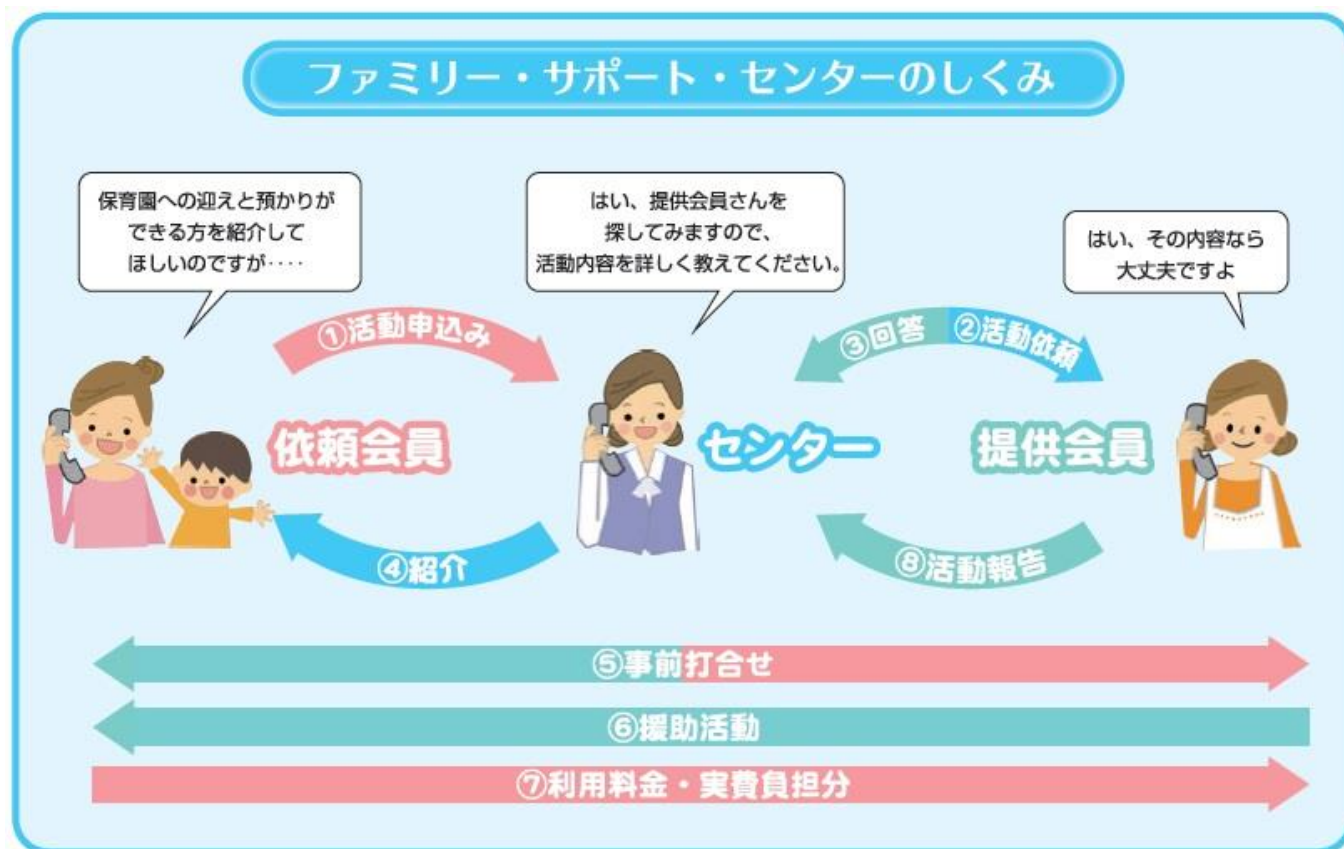
- 4 「提供会員」は、援助が終わったら活動報告書（援助活動の報告）を記入・捺印し、「依頼会員」のサインと確認印をもらいます。

※3枚複写の1枚目は「提供会員」、2枚目は「依頼会員」、3枚目は「ファミリー・サポート・センター」の控えになります。

- 5 「依頼会員」は、「提供会員」にその日のうちに報酬を支払います。報告書は、領収書も兼ねることになります。

- 6 「提供会員」は、1か月分の援助報告書をまとめ、援助を行った日を含む月の翌月5日までに原本をセンターへ提出してください。

《 活動の流れ概略図 》



《 報酬に関する基準 》

1 報酬の基準

	6:00	7:00	19:00	22:00
	早朝	基本料金	夜間	
月～金	¥700/時間	¥600/時間	¥700/時間	
土日祝日	¥800/時間	¥700/時間	¥800/時間	

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超えたときは、30分までは上記の半額とし、30分を超えた場合は全額とします。
- 兄弟姉妹で同時に子どもを預ける場合は、2人目からは半額になります。
- キャンセルの場合、「依頼会員」は「提供会員」とファミリー・サポート・センターに速やかに電話をしてください。キャンセル料については、次のとおりとし、「依頼会員」が直接「提供会員」に支払います。その場合、「提供会員」は、キャンセルの報告書を作成してください。

キャンセル料	前日までのキャンセル	無料
	当日キャンセル	予定報酬の半額
	無断キャンセル	予定報酬の全額

- 食事(ミルク)・おやつ・おむつ等については、原則として「依頼会員」が用意してください。「提供会員」に用意してもらう場合は、その実費を支払います。
※ 食事・おやつについては、事前の打合せの際に十分話し合いをしましょう。
(お子さんのアレルギーなど)
- 交通費について
原則として公共交通機関・タクシー等を利用し、実費を「依頼会員」が「提供会員」に支払ってください。
- 「提供会員」が交通手段として自家用車を利用しなければならない場合には、必ず子どもの年齢にあったチャイルドシートを使用してください。チャイルドシートは、原則として「依頼会員」が用意してください。
- 報酬等の支払いの時期について
 - 報酬等は、援助活動終了時、その場で速やかに支払ってください。ただし、継続的に援助を実施する場合、「提供会員」の了解のもとにまとめて支払うことができます。

- ・ 報酬等の支払いを滞納した場合は、以後の利用をお断りすることがあります。

10 利用料の助成について

平成26年度から利用料助成制度を開始しました。「依頼会員」が「提供会員」へ支払った利用料（報酬）の1/2の額を、「依頼会員」からの申請に基づき、後日、指定口座へ振り込みます。児童扶養手当を受給している方（またはそれに準ずる方）を対象としたひとり親家庭等利用料助成金交付の制度もあります（事前登録の手続きが必要）。

《 報酬例 》

例1 保育園へ徒歩で夕方5時に迎えに行き、そのまま夜7時まで預かる。

提供会員自宅

出発	園着	帰宅	親お迎え
16:50	17:00	17:10	19:00
(1時間) 600円		(1時間) 600円	(10分) 300円
16:50		17:50	18:50
			19:00

□援助活動の時間 2時間10分（10分は30分未満なので半額となる）

□報酬額 600円×2.5時間=1,500円 合計 1,500円

例2 保育園へ徒歩で夕方5時30分に迎えに行き、そのまま夜8時まで預かる。

提供会員自宅

出発	園着	帰宅	親お迎え
17:15	17:30	17:45	20:00
(1時間) 600円		(1時間) 600円	(45分) 700円
17:15		18:15	19:15
			20:00

□援助活動の時間 2時間45分（45分は30分を超えているため1時間となる）

□報酬額 (600円×2時間) + (700円×1時間) =1,900円 合計 1,900円



《 補償保険制度について 》

会員になると自動的にファミリー・サポート・センターの補償保険に加入することになります。会員には保険料の負担はありません。

1 依頼子供傷害保険（普通傷害保険）

「依頼会員」の子どもが、援助活動を受けている間や、援助活動を受けるため自宅と「提供会員」宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、「提供会員」の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。

（保険金をお支払いする場合の一例）

- ・子どもが階段から落ち、けがをした。
- ・子どもが犬にかまれて、けがをした。

（保険金をお支払いできない主な場合）

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・戦争、暴動などによって被った傷害
- ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、ひやけ、日射病）

等

（保険金額）

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害保険金	程度により300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院保険金(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院かつ180日が限度
手術保険金	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院保険金(1日)	2,000円	事故日より180日の通院、かつ90日が限度

2 提供会員傷害保険（普通傷害保険）

「提供会員」が援助活動の提供中や、援助活動を提供するため自宅と「依頼会員」宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

（保険金をお支払いする場合の一例）

- ・提供会員が、走ってくる子どもを受けとめようとして支えきれずに転んでけがをした。

- ・提供会員が、子どもを送った帰宅途中に、雨で濡れた階段で滑ってけがをした。

(保険金をお支払いできない主な場合)

- ・依頼子供傷害保険と同じです。→8ページをご覧ください。

(保険金額)

保険金の種類	保険金額 (補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	500 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害保険金	程度により 500 万円～20 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院保険金(1 日)	3,000 円	事故日より 180 日以内の入院、かつ 180 日が限度
手術保険金	3,000 円×所定倍率	事故日より 180 日以内の手術
通院保険金(1 日)	2,000 円	事故日より 180 日以内の通院、かつ 90 日が限度

3 賠償責任保険

「提供会員」が援助活動の提供中に、他人（「依頼会員」の子どもを含む。「提供会員」と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

(保険金をお支払いする場合の一例)

- ・提供会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償責任を負った。
- ・提供会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った。

(保険金をお支払いできない主な場合)

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任
- ・自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外にある船・車両・動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任（施設賠償責任保険のみお支払いできません）

等

(保険金額)

項目	支払限度額
施設賠償責任保険／生産物賠償責任保険	2 億円
初期対応費用	500 万円
訴訟対応費用	1,000 万円
受託者賠償責任保険	10 万円
お見舞金	3 万円

《 保険についてのQ&A 》



- Q1 提供会員が子どもを迎えに行くとき、自宅からではなく出先から保育園に行きたいのですが、出先から保育園に行く途中でけがをした場合、提供会員傷害保険は適用されますか？

A1 適用されません。
提供会員傷害保険の送迎の往復途上とは、自宅から子ども宅あるいは保育所等との「通常経路」のみです。保育所等とは、依頼会員が指定する場所です。例えば、依頼会員が子どもをひき渡す場所を児童館と指定した場合、指定した児童館と自宅との「通常経路」の事故に対して提供会員傷害保険は適用されます。

- Q2 預かった依頼会員の子どもに提供会員の子どもがけがをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか。

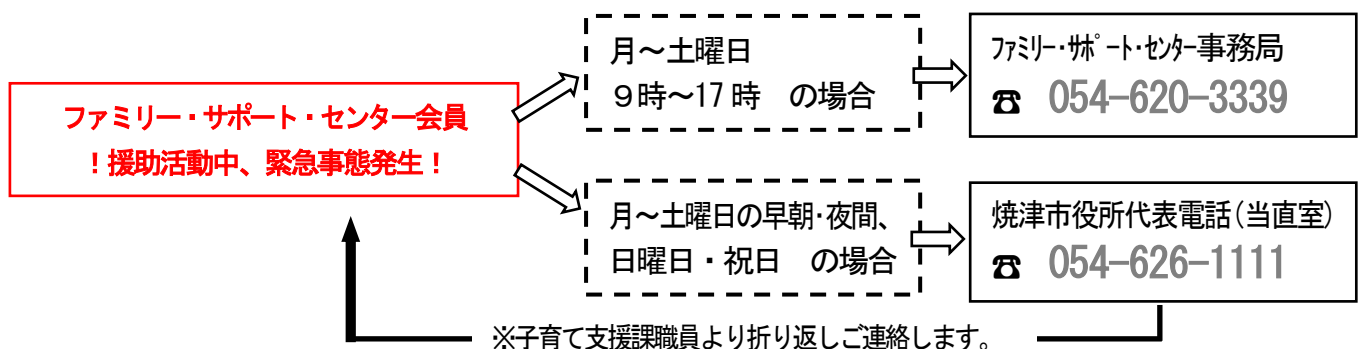
A2 適用されません。
賠償責任保険は、提供会員の過失により、提供会員またはファミリー・サポート・センターに賠償責任が生じた場合に適用されるものです。この場合は、提供会員自身が自身に賠償責任を請求することとなるため、適用されません。
このような場合、診察代や修繕費などの一部をお支払いする「お見舞金制度」があります。

- Q3 提供会員が作った物を食べて子どもが食中毒になった場合、補償保険はどのように適用されますか？

A3 食中毒の原因が提供会員の過失によるものと認められた場合は、賠償責任保険が適用されます。

《 緊急連絡網 》

援助活動中に緊急事態が発生した場合は、下記へご連絡ください。



《 会員の心得 》

- 1 この会の活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- 2 援助活動は会員相互の責任と信頼関係のもとに行います。活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、絶対に第三者に漏らさないようにしてください。
退会後も守ってください。
- 3 サポートが必要になったときは、必ず依頼会員がセンターに連絡してください。
提供会員と依頼会員の間だけで合意しても補償保険等が適用されません。ご注意ください。
連絡なしの活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。
- 4 事前打合わせは、必ず行ってください。事故やトラブルがないように細かな部分を確認してください。安全な送迎ルートや緊急連絡先（避難地等）を必ず確認しましょう。
- 5 会員証を他人に貸したり、または譲渡しないでください。
- 6 会員証の紛失、住所や電話番号等の変更の場合は、速やかにセンターに連絡してください。また、退会する時は、退会届を提出し必ず会員証をお返してください。
- 7 サポートについて、特別に気づいた点や判断に迷いがあるときはセンターに相談してください。
- 8 病児、病後児のサポートは、現在焼津市ファミリー・サポート・センターでは行っていません。サポート前に体調に変化がある場合は、無理して預けない、預からないようにしてください。
(病後児保育は、市内3か所の保育園で行っています)

《提供会員の方へ》

- 1 活動中に事故が発生した場合は、すみやかに依頼会員(保護者)及びセンターに連絡してください。
- 2 活動後は、援助活動の報告書を作成してください。報告書は、月末締めで翌月5日までにセンターに提出してください。
- 3 活動中は必ず会員証を携帯し、身分証明が必要な場合は提示してください。
- 4 心身ともに健康管理に気をつけ、また預かった子どもの安全には十分注意しましょう。

《依頼会員の方へ》

- 1 依頼した内容以外の援助は、要求しないでください。
- 2 打ち合わせした内容に変更がある場合は、提供会員にお願いするとともにセンターにも必ず報告してください。(時間の延長、サポート場所の変更など)
- 3 継続のサポート依頼は、翌月の日程が決まり次第、速やかにセンターに連絡してください。
- 4 利用にあたっては、感謝の気持ちを忘れないように心がけましょう。

焼津市ファミリー・サポート・センター

〒425-0088 焼津市大覚寺三丁目2番地の2
焼津市総合福祉会館（ウェルシップやいづ）2階

TEL 054-620-3339（FAX兼用）
Eメール famisapo-yaizu@able.ocn.jp

受付時間：午前9時～正午、午後1時～5時
お休み：毎週日曜日、祝日、年末年始



焼津市子育て支援課

〒425-8502 焼津市本町5丁目6-1アトレ庁舎1階

TEL 054-626-1137
FAX 054-626-2187
Eメール kosodate@city.yaizu.lg.jp

平成28年3月 発行